解　説　弁護士後見の現状と問題点

統計に見る弁護士後見

2000年に新成年後見制度が発足して以来，親族以外の第三者（専門職）が成年後見人等（成年後見人，保佐人，補助人）に選任されるケースが実数，割合とも毎年着実に増加している。2003年4月から2004年3月までの1年間について成年後見人等に選任されたものを見ると，本人（被後見人等）の親族（子，兄弟姉妹，配偶者，親，その他）が約83％であり，残り約17％が親族以外の第三者である。第三者の内訳は，弁護士約6.6％（952件），司法書士約7.0％（999件），社会福祉士約2.2％（313件）となっている（最高裁判所事務総局家庭局の統計資料）。少子高齢化社会がこれからも続くとすれば，第三者後見人が選任される新規ケースが当分増えつづけることは避けられないばかりか，成年後見等の事務は原則的に本人の死亡まで終了しないから継続ケースは累増することになる。

弁護士後見人の選任

第三者が成年後見人等に選任されるケースのうち，弁護士が選任されるのは，

①特定の親族や第三者が本人の財産を不当に支配し費消しているケース（早急で強力な処置が求められる）
②専門的な財産管理が必要なケース（賃貸マンションの管理，複雑な財産構成）
③財産管理や身上監護について親族間で対立があるケース（調整的役割が期待される）
④遺産分割や保険金請求等で困難なケース，不動産明渡し等の裁判上の手続きが必要なケース（弁護士本来の業務）

などである。

家庭裁判所はケースバイケースで適切な専門職を選任するとしているが，上記のケースのうち紛争性・事件性が相対的に弱いものや小回りのきく身上監護面の配慮が求められるケースについて司法書士や社会福祉士が選任されている。

このようにして成年後見人等に選任された弁護士には，通常の事務（日常金銭管理，本人の身上配慮）のほかに，弁護士にふさわしい当面の課題が与えられて後見事務は開始される。弁護士はその知識経験を発揮してこの当面の課題の処理に精力を投入するが，遠からずこれらの課題は処理される。

弁護士成年後見人の交代

この時点から成年後見人の事務は日常的な事務のみとなり，そこでは必ずしも弁護士が成年後見人である必要がない。本人が施設や病院などで安定した毎日を送っている場合は，むしろ弁護士以外の職種の方が適している。定期的な本人との面接も重荷である。費用面においても，弁護士が本来必要とされる場面ではそれに見合った報酬（事件報酬や月々の後見人報酬）を得ることに抵抗感はないが，弁護士を必要としない場面で例えば毎月3万円～5万円の後見人報酬を得ることは当の弁護士自身が心苦しいし，年金ぐらいしか収入のない本人にとっては過大な負担である。できることならばここで成年後見人を辞任して，もっと適当な第三者と交代したいところである。

ところが，後見人が辞任するには正当な事由と家庭裁判所の許可が必要である（民法第844条）ので簡単ではない。将来的には専門職の第三者後見人は絶対数が不足することは確実であるから，社会資源の効率的な活用という面からは専門職はそれにふさわしい後見のケースに集中させるのが合理的であり，通常の後見事務はボランティア的な相対的にコストの安い受け皿に受け継ぐような方法が必要であり現実的である。安価な費用で成年後見等を引き受けるNPO法人などもすでにいくつか設立されている。将来的には必要なシステムであり，健全な成長が望まれる。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
橋場 隆志）